

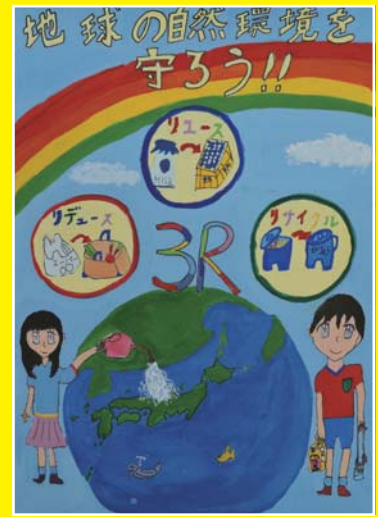
B M ビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

4

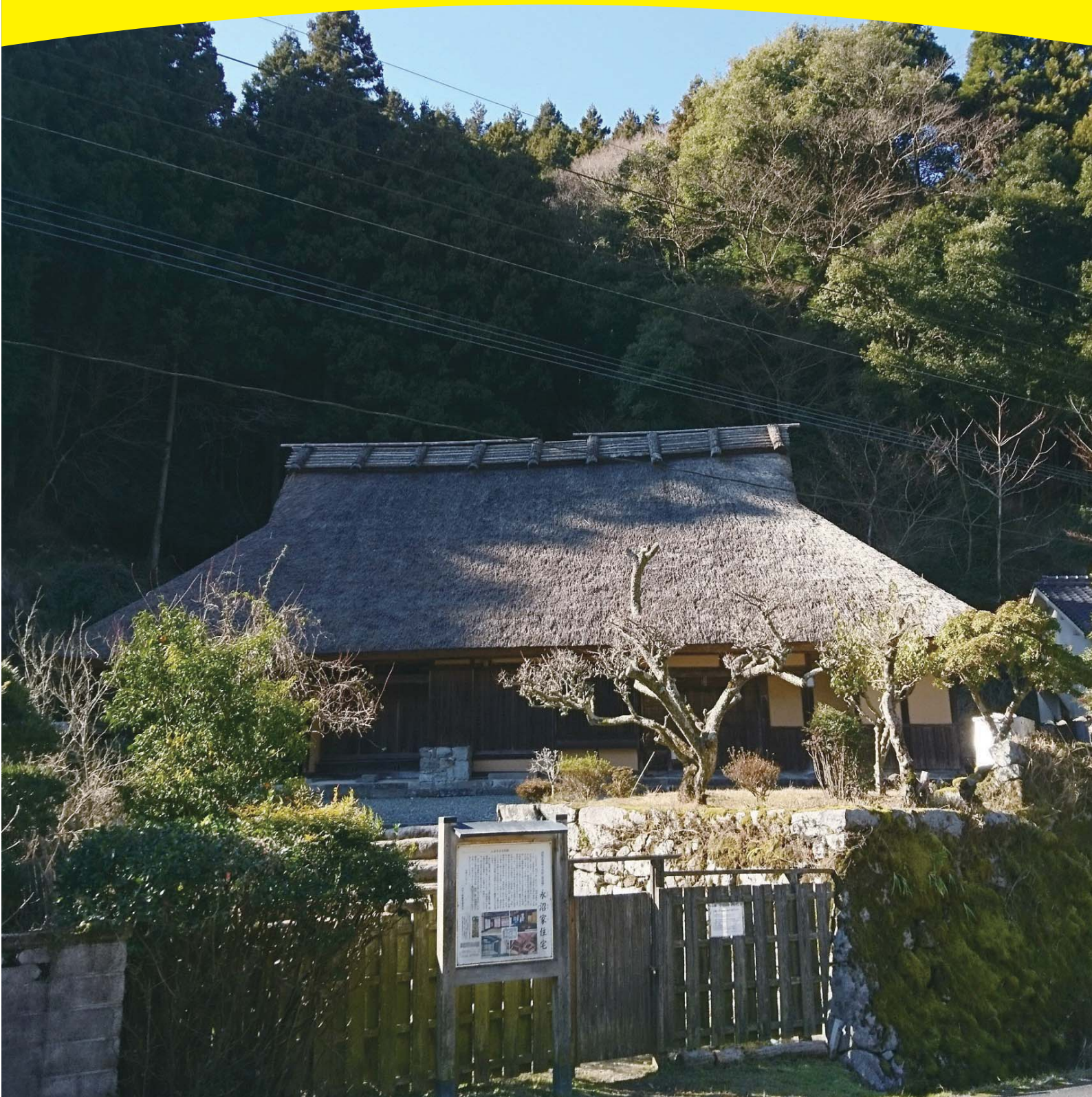
2019 : Issue 304

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『地球の自然環境を守ろう』

椋本小学校4年 林 歩乃楓さんの作品
2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」優秀作品



ビルメン再起動への 会長伝言板

公益社団法人
福岡県ビルメンテナンス協会
会長 金子 誠



自助～共助～公助 それにビルメンは互助の橋を掛ける

ビルメンテナンス協会事業活動も新元号とともに新たなステージに上がろうとしています。前年度は、“人手不足”という難局を会員の皆さんと力を合わせて改善の方向へと進んでまいりました。会員より頂いた支援・協力を深く感謝申し上げます。

本年度は、この深刻な問題解決の大きな施策の一つとなります『外国人就労者活用』を協会組織挙げて推進していきます。新たな就労在留資格「特定技能制度」も4月から施行されますが、私たちのビルクリーニング職種は今秋の開幕を目指し体制を整えているところです。ややもすると報道関係では外国人就労環境の悪化を指摘する論調が目立つところですが、私たち現場の仲間の肌感覚からすれば「心配無いよ!」というのが正直な気持ちです。外国人就労者にとって私たちビルメンテナンス業が、“第二の故郷”とならんことを心に定めて、当該制度の建て付けに努力してまいります。どうぞ共に“母屋造り”に参加お願い致します。

外国人技能実習指導者講習会 ＜建築物管理訓練センター主催＞

九州地区(福岡)開催
4月16日(火) 於：ももちパレス

会員支援事業説明会 (全協事業フィードバック) ＜全協主催＞

九州地区(福岡)開催
4月17日(水)
於：福岡朝日ビル地下会議室

第2部では厚生労働省担当官を招請して、一連の外国人就労施策の説明を実施。

2019年度 福岡県協会主催行事予定表

主管	行事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総務	定時社員総会		17 (金)										
教育 研修	第41回アビリンピック福岡2019			15 (土)									
労働 福祉	労働安全衛生大会					○							
	安全パトロール											○	○
調査 広報	BM杯ゴルフコンペ	19 (金)						○					
	BM杯ボウリング大会					○							
	懇親旅行								○				
都市 ビル	「都市ビル環境の日」クリーンアップ福岡							4 (金)					
	「都市ビル環境の日」シンポジウム							4 (金)					

2019年度 ビルクリーニング技能検定 2級のお知らせ

お知らせ

2019年度ビルクリーニング技能検定2級の主な日程は、下記のとおりです。受検案内は、(公社)全国ビルメンテナンス協会のホームページ(アビリティセンター)からダウンロード可能です。

■実施日程	2019年3月25日(月)～4月16日(火)	受検申請受付
	2019年6月4日(火)	受検票発送・実技作業試験問題公表
	2019年7月7日(日)	学科試験・実技ペーパーテスト
	2019年6月24日(月)～7月9日(火)	実技作業試験 *九州地区は6月27日(木)・28日(金)の予定
	2019年8月30日(金)	合格発表

2019年度 福岡県協会主催各種講習会実施予定表

主管	講習会名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育 研修	1. 貯水槽清掃作業従事者研修			●	北九州:4日(火)/福岡:12日(水)/久留米:20日(木)								
	2. 防除作業従事者研修											●	
	3. 清掃作業従事者研修 (基礎コースI・II)	北九州:10日(水) 福岡:17日(水)			●			●	久留米() 飯塚()		福岡()	●	
	4. (新規・再講習共) 清掃作業従事者研修指導者講習会								福岡()	●			
	5. (新規・再講習共) 空調給排水管理従事者研修指導者講習会								福岡()	●			
	6. ビルクリーニング技能検定直前講習会								福岡:22日(水)～25日(土)		●		
	7. 病院清掃従事者研修								福岡()	●			
労働 福祉	8. 高所作業(ガラス清掃) 安全教育講習会							福岡()	●				

時間外労働の上限規制が 導入されます!!

大企業：2019年4月から 中小企業：2020年4月から

今月号から「時間外労働の上限規制」について
数回にわたって、わかりやすく解説します。

第196回通常国会において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。(法律の概要等はこちらをご覧ください↓)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



法改正のポイント

- ✓ 時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、**月 45 時間・年 360 時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- ✓ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
 - ・時間外労働……**年 720 時間以内**
 - ・時間外労働 + 休日労働……**月 100 時間未満、2~6 か月平均 80 時間以内**
 とする必要があります。
- ✓ 原則である月 45 時間を超えることができるのは、**年 6 か月**までです。
- ✓ 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。
- ✓ 大企業への施行は 2019 年 4 月ですが、中小企業への適用は 1 年猶予され 2020 年 4 月となります。

働き方改革が目指すもの

「働き方改革」は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することにより、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

時間外労働の上限規制

長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。

長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。

このため、今般の働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。

労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。

POINT

1

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

1日8時間及び1週40時間

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

これを超えるには、**36協定の締結・届出**が必要です。

- 労働基準法では、時間原則として1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています（以後、「法定休日」という）。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をされる場合や、法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定＜36(サブロク)協定＞の締結
所轄労働基準監督署長への届出
が必要です。
- 36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などをきめなければなりません。

POINT

2

これまで時間外労働の上限は大臣告示によって基準が設けられていました。

- これまで36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示(※)によって、上限の基準が決められていましたが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結すれば、限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能でした。

(※)労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(限度基準告示)



POINT1の労働時間・休日に関する原則は、今回の法改正によっても変わりません。今回の改正によって、POINT2のこれまで告示にとどまっていた時間外労働の上限が、罰則付きで法律に規定されました。(改正内容は次ページに記載)

改正内容(時間外労働の上限規制)

(大企業:2019年4月～ 中小企業:2020年4月～)

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることによって上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることをできない上限が設けられます。

POINT

1

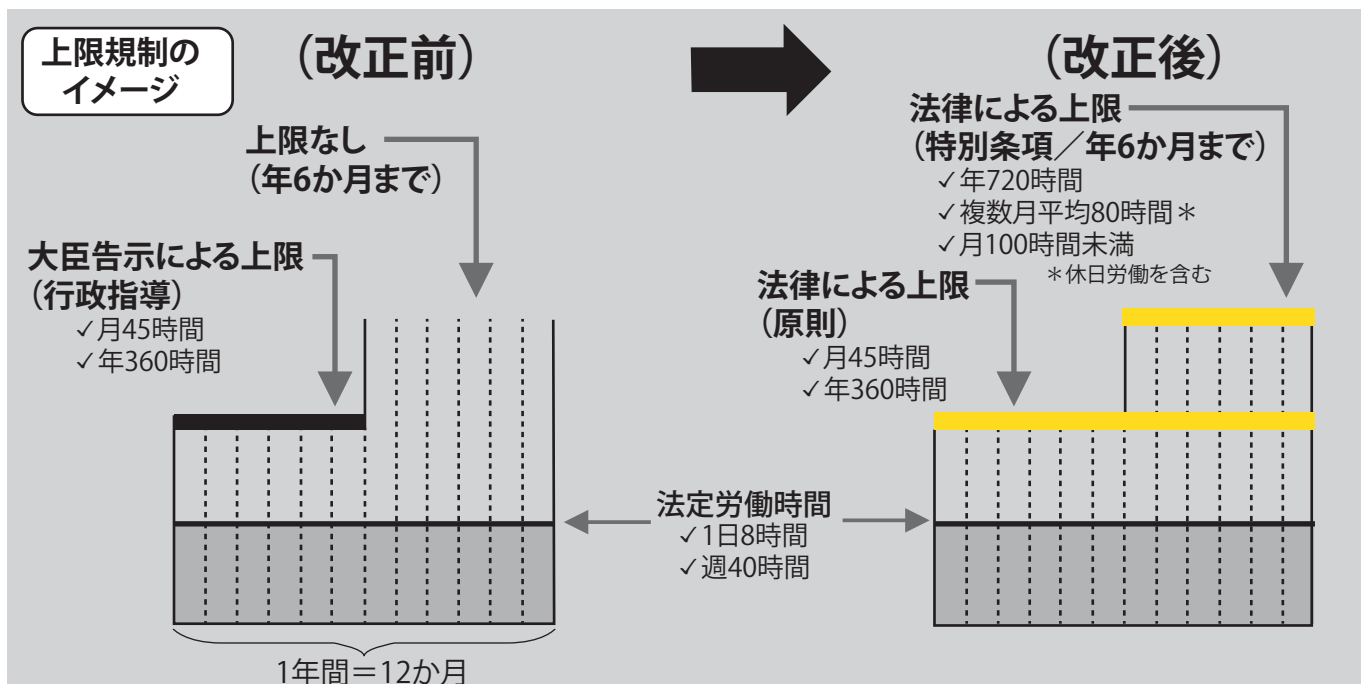
時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることをできない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
 - ▷ 時間外労働が年720時間以内
 - ▷ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ▷ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ▷ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科される恐れがあります。

!

特別条項の有無にかかわらず(※)、1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

(※) 例えば、時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



POINT

2

中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

- 上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され、2020年4月1日からとなります。
- 中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

(参考)業種の分類については、日本標準産業分類<2013年10月改定(第13回改定)>を参照してください。

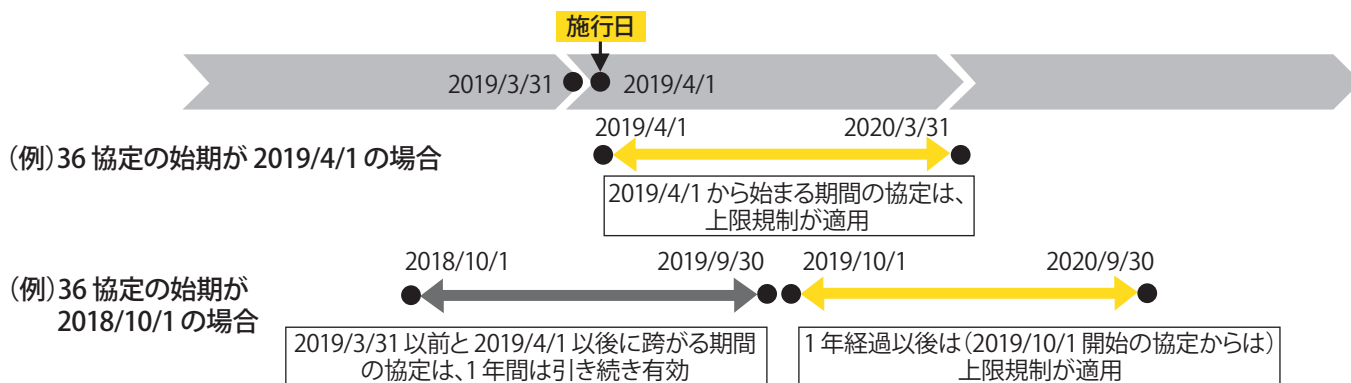
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index/.htm

POINT

3

上限規制の施行にあたっては、経過措置を設けています。

- 施行にあたっては経過措置が設けられており、2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。2019年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。



POINT

4

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 建設事業、自動車運転の業務、医師については、2024年3月31日まで上限規制は適用されません。鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満」「2~6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。
- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間あたり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対して、医師の面接指導が罰則付きで義務づけられました。事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときは就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

第41回アビリンピック福岡 2019 出場選手募集中!

お知らせ

- 日時 2019年6月15日(土) 10:30~16:30 <ビルクリーニング>
- 会場 国立県営福岡障害者職業能力開発校(北九州市若松区大字蛸住1728-1)
- その他 *出場選手を募集中! **【申込締切】5月9日(木)**
*上位入賞者は第39回全国アビリンピック
(2019年11月15日~17日に愛知県で開催予定)の出場候補となります。
*詳細につきましては、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構福岡支部 高齡・障害者業務課
(TEL(092)718-1310)へお問い合わせください。

4月 行事予定

9	火	10:00~ 総務委員会 於: 県協会会議室
11	木	14:30~ 地域防災ネットワーク部会 15:00~ 労働福祉委員会 於: 県協会会議室
15	月	14:00~ 第107回理事会 於: 県協会会議室
19	金	第59回福岡県BM協会ゴルフ会 於: 福岡カンツリー倶楽部 和白コース

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

新入会員紹介



株式会社サンコーライフサポート

【代表取締役】橋本 一郎
【協会担当者】上席執行役員 甲斐 始
所在地 福岡市中央区今川1丁目12-38
TEL 092-734-4000
FAX 092-738-3829
入会年月 平成31年3月1日

会員に関する各種変更のお知らせ

大森商事 株式会社

- 変更事項 退会
- 変更日 平成31年2月28日



- ・野中 由美香 さん(41歳)
- ・勤続年数:4年6か月
- ・趣味は映画鑑賞。
洋画・邦画なんでも観ます。

株式会社 福昭ビル・サービス



社長から
ひと言
いつも笑顔と元気な声で、お客様とスタッフの癒やしになっています。

- ・池田 あやの さん(32歳)
- ・勤続年数:5年2か月
- ・趣味はスポーツ観戦。
巨人ファンです。

4月 各地の主な催し

【福岡地区】

- 7日 十一面観音立像御開扉 (須恵町)
- 13日 「千年家宝物」毘沙門天像御開帳祭 (新宮町/千年家)
- 23日 山田地蔵尊春季大祭<~24日> (宗像市)
- 29日 飯盛神社武射祭 (福岡市西区)
- 29日 二日市温泉藤まつり (筑紫野市)

【北九州地区】

- 15日 ほら貝まつり (北九州市若松区)
- 14日 紫川こいのぼりまつり<~5月11日> (北九州市小倉南区)
- 21日 白山多賀神社「等覚寺の松会」 (苅田町)
- 27日 吉祥寺藤まつり<~29日> (北九州市八幡西区)
- 29日 大富神社神幸祭 (八屋祇園) <~5月1日> (豊前市)

【筑豊地区】

- 20日 王塚古墳一般公開<~21日> (桂川町)
- 28日 土師老松神社春祭り (桂川町)
- 28日 土師老松神社神楽 (桂川町)
- 下旬 上野焼春の陶器まつり (福智町)

【筑後地区】

- 7日 松尾弁財天大祭 (八女市立花町)
- 13日 春の大川木工まつり<~14日> (大川市)
- 上旬 新酒まつり (小郡市)
- 中旬 八女黒木大藤まつり<~5月上旬> (八女市黒木町)
- 中旬 シャクナゲまつり<~5月上旬> (八女市星野村)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。